

# 神奈川県洗剤対策推進方針

私たちが日常の炊事や洗濯で何気なく使用し流している生活排水によって、河川や湖を汚さないよう、県では、「神奈川県洗剤対策推進方針」を定め、石けん使用の拡大など洗剤対策を進めています。石けんなどの分解性の高い洗剤への転換の推進について、県民、事業者等の御理解、御協力をお願いします。

## 第1 趣 旨

民の健康を保持するとともに、河川、湖などにおける水質を保全し、より良い環境を子や孫に引き継いでいくことは私たちの世代に課せられた重大な責務である。

このため、人体や環境に与える影響などが社会的な関心となっている合成洗剤問題について、調査研究を重ねるとともに、この問題が現代文明の中にある、私たちの生活のあり方を問う課題であるという認識にたって検討を進めてきたところである。

そこで県は、リンを含む合成洗剤等又は分解性の低い合成洗剤等の使用等を制限し、石けん使用の拡大、分解性の高い洗剤への転換及び洗剤の減量使用などに向けて、当面、次の対策を県民の理解と協力を求めながら実施するものとする。

## 第2 定 義

- 1 「洗剤」とは、次の2及び3に規定する石けん及び合成洗剤等をいう。
- 2 「石けん」とは、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の規定の適用を受ける洗濯用又は台所用石けんで、同法第3条に基づく告示（雑貨工業品品質表示規定（昭和38年通商産業省告示第25号）以下「告示」という。）によるもののうち純石けん分以外の界面活性剤を含まないものをいう。
- 3 「合成洗剤等」とは、家庭用品品質表示法の規定の適用を受ける合成洗剤で、同法第3条の規定の基づく告示によるもののうち洗濯用又は台所用の合成洗剤並びに同法の規定の適用を受ける洗濯用又は台所用の石けんで、同法第3条の規定に基づく告示によるもののうち純石けん分以外の界面活性剤を含むものをいう。

## 第3 適用範囲

この方針は、洗濯用又は台所用洗剤について適用する。

## 第4 対策の内容

- 1 県の施設においては、次の措置をとる。
  - (1) 石けんについては、その使用の一層の拡大に努める。
  - (2) リンを含む合成洗剤等は使用しない。
  - (3) 分解性の低い合成洗剤等から分解性の高い洗剤への転換を進める。
  - (4) 洗剤の適正使用及び減量使用を進める。
- 2 県民に対しては、次の事項について啓発等を行う。
  - (1) 石けん使用の拡大に努めること。
  - (2) リンを含む合成洗剤等は使用しないこと。
  - (3) 分解性の低い合成洗剤等から分解性の高い洗剤への転換を進めること。
  - (4) 洗剤の適正使用及び減量使用を図ること。
  - (5) 洗剤に関する情報を提供すること。
- 3 洗剤の製造業者に対しては、次の事項について協力を要請する。
  - (1) リンを含む合成洗剤等は製造しないこと。
  - (2) 分解性の低い合成洗剤等の製造を逡減し、分解性の高い洗剤への転換を促進すること。
  - (3) 石けんの製造を促進すること。
  - (4) 洗剤の適正使用の周知に努めること。
- 4 洗剤の販売業者に対しては、次の事項について協力を要請する。
  - (1) リンを含む合成洗剤等は販売しないこと。
  - (2) 石けんなど分解性の高い洗剤を店頭配置し、消費者の利便を図ること。
- 5 国に対しては、次の事項について要望する。
  - (1) リンを含む合成洗剤等は製造、販売しないよう業界を指導すること。
  - (2) 石けんの生産の確保及び分解性の高い洗剤への転換について業界を指導すること。
  - (3) 洗剤が環境などに与える影響について調査を行うこと。

## 第5 推進体制

この方針を総合的に推進するため、庁内をはじめ、市町村及び関係団体との連絡調整を図る。

## 付 則

この推進方針は、昭和59年10月18日から実施する。